

**令和 8 年度信州 IT バレー構想広報発信事業委託業務  
公募型プロポーザル方式実施公告**

製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る公募型プロポーザル方式実施要領（平成 28 年 3 月 31 日付け 27 契検第 160 号。以下「実施要領」という。）に基づき、公募型プロポーザル方式により契約の相手方を選定するため、次のとおり企画提案書を公募します。

令和 8 年 3 月 30 日

産業労働部 産業立地・IT 振興課長

## 1 業務の概要

### (1) 業務名

令和 8 年度信州 IT バレー構想広報発信事業委託業務

### (2) 業務の目的

委託者は、長野県の快適な住環境と暮らしやすさ、首都圏・中京圏等の結節点に位置する地理的メリットを活かして、産学官が連携し IT 人材・IT 産業の集積を目指す「信州 IT バレー構想（以下、構想）」を令和元年より推進している。

本業務では、構想関連事業ごとに形成されてきたコミュニティを融合し、県内外企業、支援機関、自治体等の構想関係者が一同に会する交流の場を設けるイベントを開催する。AI 等先端テクノロジーおよび長野県各地域の魅力・連携可能性（信州リゾートテレワーク等構想関連事業）をテーマに取り上げることで、都市圏をはじめとした県外の先端テクノロジー利活用企業・人材や成長志向のある県内企業も広く呼び込む。加えて、構想の展望・実績を掲載する Web サイトを運営し、ブランディングを強化する。

### (3) 業務内容

都市圏の企業等を含めた多様な構想関係者が参加するイベントの企画運営・構想 Web サイトの開設

### (4) 仕様等

別添仕様書（案）のとおりに

### (5) 企画提案を求める具体的内容の項目

ア 企画コンセプト（基本的な考え方）

イ 実施内容

（ア）イノベーション展示会

（イ）信州 IT バレー構想 Web サイト

（ウ）上記ア、イ以外の効果的な独自 PR 手段（自由提案 任意）

ウ 実施体制

（ア）運営体制

（イ）同種又は類似の事業実績

エ 価格

### (6) 業務の実施場所 県内全域

- (7) 履行期間又は履行期限 契約日から令和9年3月31日まで  
(8) 費用の上限額 24,798,708円(消費税額及び地方消費税の額を含む。)

## 2 応募資格要件

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次の各号に掲げる要件を満たさなければなりません。これらの要件を満たさない者が行った実施要領第19の企画提案書の提出から第31の契約の締結までの手続は無効とします。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項及び財務規則(昭和42年長野県規則第2号)第120条第1項の規定により入札に参加することができない者でないこと。
- (2) 物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領(平成23年3月25日付け22管第285号)に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。
- (3) 長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領(平成23年3月18日付け22建政技第337号)に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。
- (4) 長野県暴力団排除条例(平成23年長野県条例第21号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (5) 都道府県税、消費税及び地方消費税を完納していること。
- (6) 労働保険、厚生年金保険及び健康保険に加入する義務がある者にあつては、これらに加入していること。
- (7) 過去5年以内に、同種又は類似の業務の実績を有すること。
- (8) 法人格を有する企業、団体であること。
- (9) オンラインで行うプレゼンテーション及び打合わせ等に常時参加できる者。

## 3 参加申込書の作成・提出

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次に掲げる事項に留意の上、参加申込書を提出するものとします。提出期限((5)ア)までに参加申込書を提出しない場合は、企画提案書を提出することができません。

- (1) 参加申込書の作成様式  
様式第3号による。
- (2) 参加要件具備説明書類の作成様式  
様式第3号の附表1及び附表2による。
- (3) 参加申込書記載上の留意事項  
同種又は類似の実績については、概要が分かる資料のほか、これを証する契約書の写しを添付してください。
- (4) 担当課・問い合わせ先

〒380-8570 長野県長野市大字南長野字幅下692-2(住所記載不要)  
長野県産業労働部 産業立地・IT振興課 ITバレー推進係(県庁5階)  
担 当 宮原  
電 話 026-232-0111(代表)内線2936  
026-235-7198(直通)  
メール ritti-it@pref.nagano.lg.jp

(5) 参加申込書の提出期限並びに提出先及び方法

ア 提出期限 令和8年4月13日(月)正午(必着)

イ 提出先 3(4)に同じ。

ウ 提出方法 持参、郵送又はメールとします。

ただし、郵送の場合は提出期限までに産業立地・IT振興課に到達したもの、メールによる場合は、提出期限までに提出先のメールアドレスで受信できたものに限り、郵送又はメールで提出した場合は、到達したことを電話で3(4)の担当者に確認してください。

(6) 応募資格要件の審査

応募資格については、参加申込書及び資格要件具備説明書類に基づき審査します。

(7) 非該当理由に関する事項

ア 参加申込書を提出した者のうち、応募資格要件に該当しなかった者に対しては、該当とならなかった旨及びその理由(非該当理由)を企画提案書の提出期限(6(2)ア)の3日前までに、書面により産業立地・IT振興課長から通知します。

イ 上記アの通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日(土曜日、日曜日及び休日は除く。)以内に、書面(様式自由)により産業立地・IT振興課長に対して非該当理由について説明を求めることができます。

ウ 非該当理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日(土曜日、日曜日及び休日は除く。)以内に書面により回答します。

エ 非該当理由の説明請求の受付

(ア) 受付場所 3(4)に同じ。

(イ) 受付時間 上記イの期間午前9時から午後4時30分まで。(土曜日、日曜日及び休日は除く。)

(8) その他の留意事項

① 応募資格要件の非該当者以外の者への通知は行いません。

② 参加申込書提出後に辞退する場合は、辞退届(任意様式)を提出してください。

#### 4 説明会

説明会は開催しません。

#### 5 不明な点がある場合の質問の受付場所、受付期間、受付方法及びその回答方法

(1) 受付場所 3(4)に同じ。

(2) 受付期間 令和8年4月20日(月)まで

(土曜日、日曜日及び休日は除く。提出時間は午前9時から午後4時30分まで。)

(3) 受付方法 業務等質問書(様式第6号)をメール等により提出するものとします。

(4) 回答方法 令和8年4月22日(水)までに参加申込者全員に対し、原則としてメールにより回答します。企画提案内容に係る質問の場合は、質問者に対してのみメール等により回答します。

#### 6 企画提案書の作成・提出

(1) 提出書類

- ア 企画提案書（様式第 8 号）及び企画書（様式第 8 号の付表 1）  
企画書は、別に定める仕様書（案）に示した内容を踏まえた上で、記載してください。  
なお、企画書は原則としてすべて A 4 サイズとしてください。
- イ 見積書（様式第 8 号の付表 2）  
経費の合計額は、1（8）に示す費用の上限額以内となるようにしてください。
- ウ 会社概要又はパンフレット（写し可）

(2) 企画提案書の提出期限並びに提出先及び方法

- ア 提出期限 令和 8 年 4 月 27 日（月）午後 4 時 30 分（必着）
- イ 提出先 3（4）に同じ。
- ウ 提出部数 7 部（原本 1 部、コピー 6 部）
- エ 提出方法 持参又は郵送とする。  
ただし、郵送の場合は提出期限までに産業立地・IT 振興課に到達したものに限りま  
す。郵送で提出した場合は、必ず、到達したことを電話で 3（4）の担当者に確認し  
てください。

(3) 企画提案の選定基準

企画提案は、次の基準に基づいて選定されます。

項目	審査内容	配点	
1 企画コンセプト、効果	企画コンセプトが本事業の目的に照らして的確であり、効果的であること	20	
2 企画の具体性・実現性・効果	イベント	内容が具体的であり、その遂行が確実かつ効果的であること	20
	Web サイト	内容が具体的であり、その遂行が確実かつ効果的であること	20
	その他提案	内容が具体的であり、その遂行が確実かつ効果的であること	10
3 実施体制	運営体制が適切であり、これまでの実績等から円滑に行なうことが見込まれること	5	
4 スケジュール・実現可能性	全体のスケジュールが具体的かつ明確になっており、確実な実施が可能であること	15	
5 価格	費用が適正な価格となっていること	10	
合計		100	

(4) 企画提案の選定の方法

- ア 企画提案の配点の合計点について最高点となった者を選定します。  
なお、審査の結果、最高点となった者の評価点が 100 点満点中 60 点未満の場合は選定しません。
- イ 企画書の選定に当たっては、企画提案審査委員会を設置し、提出書類及びプレゼンテーションにより審査を行いますので、出席してください。
- ウ 5 者以上の提出があった場合は、書類による 1 次審査を行うことがあります。
- エ プレゼンテーションの実施日時及び場所

令和8年5月1日（金） オンライン会議システム

（※時間及び URL は各参加者に個別に連絡します。）

（5）選定者、非選定者への通知及び公表に関する事項

ア 企画提案書を提出した者のうち企画提案が選定され、見積業者に選定された者に対して、その旨を見積業者選定通知書（様式第 11 号）により産業立地・IT 振興課長から通知します。

イ 上記ア以外の者に対して、選定されなかった旨及び選定しなかった理由（以下「非選定理由」という。）を見積業者非選定通知書（様式第 12 号）により産業立地・IT 振興課長から通知します。

ウ 見積業者を選定したときは、遅滞なく、見積業者選定経過書（様式第 13 号）及び企画提案審査委員会審査書（様式第 9 号）を長野県公式ホームページに掲載するとともに、産業立地・IT 振興課において閲覧に供します。

（6）非選定理由に関する事項

ア （5）イの見積書非選定通知書を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して 10 日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に、書面（様式自由）により産業立地・IT 振興課に対して非選定理由について説明を求めることができます。

イ 非選定理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して 10 日以内（土曜日、日曜日及び休日は除く。）に書面により回答します。

ウ 非選定理由の説明請求の受付

（ア）受付場所 3（4）に同じ。

（イ）受付時間 上記アの期間中午前 9 時から午後 4 時 30 分まで。（土曜日、日曜日及び休日は除く。）

（7）その他の留意事項

ア 提案書は複数提出することはできません。

イ 提出された企画提案書の内容は、変更することができません。

ウ 提出された企画提案書は、返却しません。

エ 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。

オ 提出された企画提案書は、企画提案書の選定以外には提出者に無断で使用しません。

カ 参加申込書及び企画提案書に虚偽の記載をした者並びにプレゼンテーションにおいて虚偽の説明をした者は、失格とするとともに、虚偽の記載又は説明をした者に対して入札参加停止を行うことがあります。

## 7 契約書案

別添契約書（案）のとおり

## 8 見積書の提出

（1）見積書の提出の依頼の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して 3 日以内（3 日目（土曜日、日曜日及び休日の場合は、休日明けまで、メールによる場合は該当日の午後 4 時 30 分までに））に、見積書（様式第 14 号）により産業立地・IT 振興課長に対して提出するものとします。

（2）見積書が、（1）の期限までに到達しないときは、当該見積は無効とします。

（3）見積書の提出の依頼の通知を受けた者は、見積を辞退しようとするときは、理由を示した辞退届

を提出してください。

- (4) 見積を辞退した者は、これを理由として、以降の公募型プロポーザル方式等への参加について不利益な扱いを受けることはありません。

## 9 契約経過の公表

契約を締結した場合は、遅滞なく、契約業務名、履行場所、業務概要等の契約情報について、長野県公式ホームページに掲載するとともに、産業立地・IT振興課において閲覧に供します。

## 10 その他

- (1) 歳出予算において、この事業の委託契約に予算が計上されない等の場合は、契約を締結しない又は仕様を見直した上で見積業者を選定された者と協議し、1（8）の上限額より低い金額で契約することがあります。
- (2) 契約書作成の要否  
必要とします。
- (3) 関連情報を入手するための窓口  
3（4）に同じ。
- (4) 必要に応じて参加申込に関する照会を行う場合があります。
- (5) 企画提案書の補足資料がある場合には、プレゼンテーション時に提出することができます。
- (6) 本業務の委託仕様書は契約候補者が提出した提案書が基本となりますが、契約候補者と県との協議により最終的に決定します。なお、協議が整わなかった場合は、契約を締結せず、次点者と協議を行うものとします。